

○朝霞市教育委員会表彰規程

昭和 44 年 4 月 11 日
教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、朝霞市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献した個人又は団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 教育の振興について特に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員でその業績が特に優秀であるもの又は良好な成績で永年勤続したもの
- (3) 児童生徒で学業優秀又は特に善行があり他の模範と認められるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、賞状を授与して行う。ただし、副賞を添えて贈呈することができる。

(追賞)

第 4 条 この規則により表彰される者が表彰前に死亡したときは、追賞するものとし、賞状及び副賞はその遺族に贈るものとする。

(委任)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。